

令和9年度の各都道府県の 募集定員上限について

臨床研修医の募集定員について

- 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。
- このため、平成22年度研修から各都道府県の募集定員上限を設定し、研修医の偏在是正を図っている。

平成16年度



平成22年度～



平成27年度～



令和3年度～

・ 研修医の募集定員は、全国の定数管理や地域別の偏在調整が行われず募集定員倍率（研修希望者数に対する募集定員数の比率）が1.3倍を超える規模まで拡大

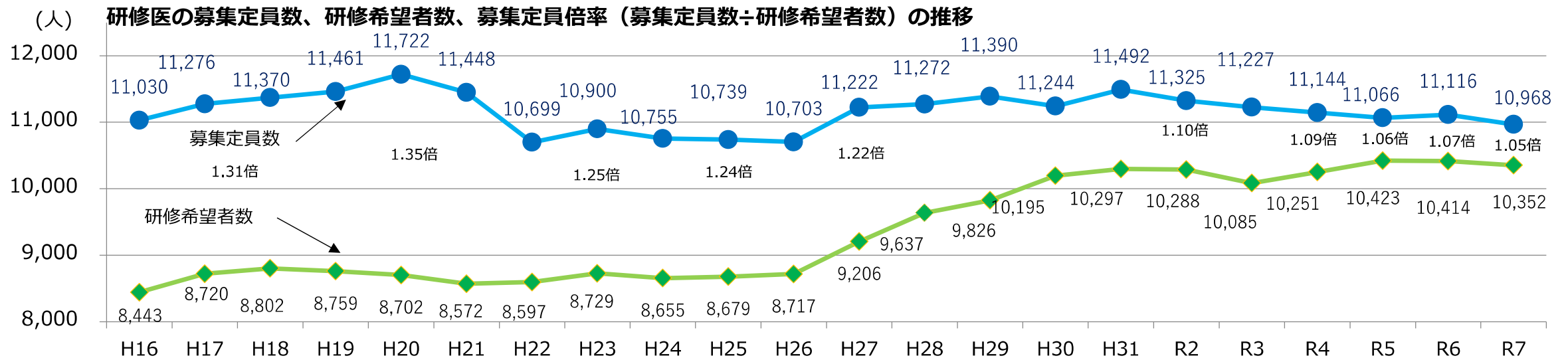
・ 平成22年度から臨床研修を開始する研修医について、厚生労働省が各都道府県の募集定員上限を設定

臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ（平成21年2月18日 臨床研修制度のあり方等に関する検討会）
 （2）募集定員や受入病院のあり方の見直し
 ○研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、人口分布を始め医師養成規模・地理的条件等を考慮した都道府県別の募集定員の上限を設定する。

・ 募集定員倍率を令和2年度に向けて約1.10倍まで縮小する

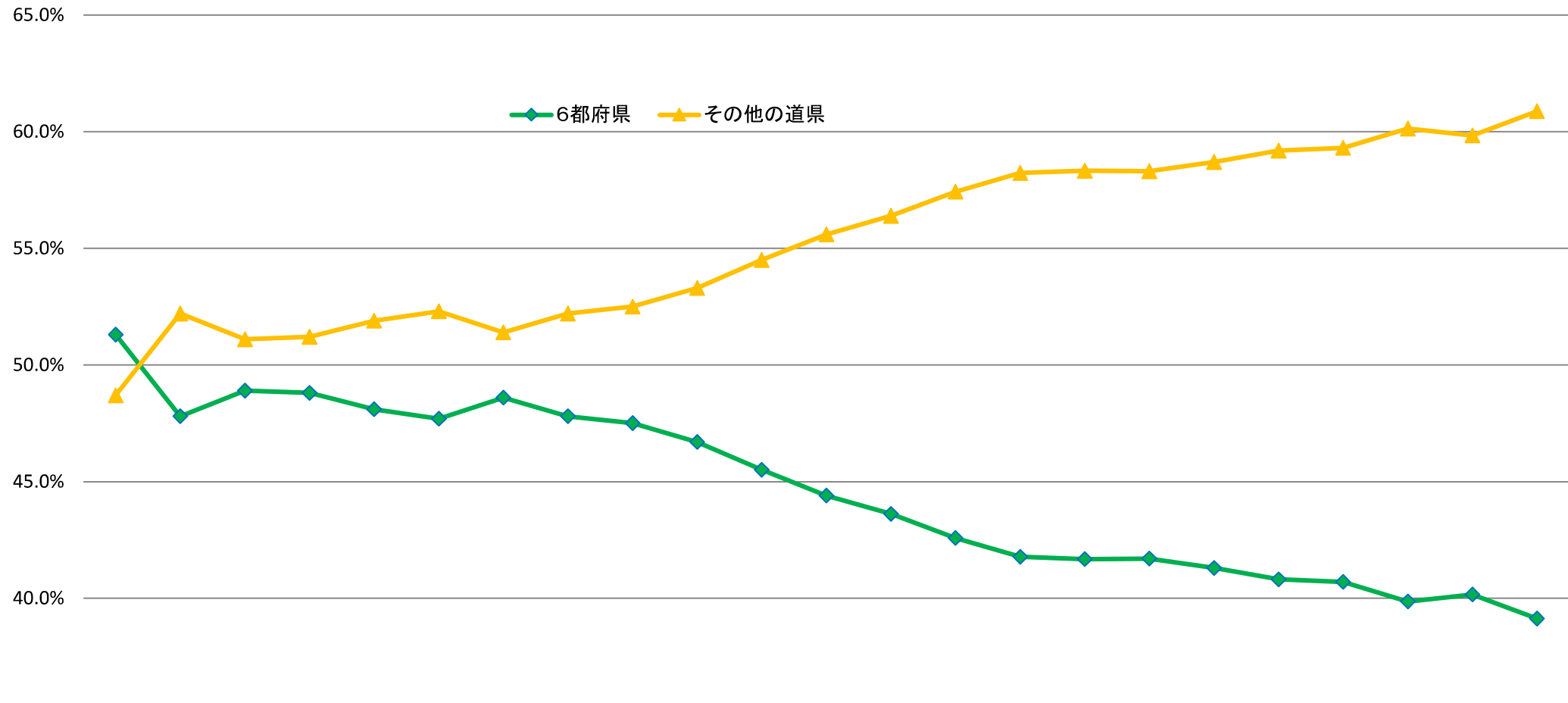
・ 募集定員倍率を令和7年度に約1.05倍まで縮小する

・ 令和3年度から臨床研修を開始する研修医について、各都道府県が、厚生労働省が設定した各都道府県の募集定員上限の範囲内で、当該都道府県内の病院の募集定員を設定



研修医の採用人数の割合の推移〈6都府県とその他の道県〉

大都市部のある6都府県（東京・神奈川・愛知・京都・大阪・福岡）の採用人数の割合は、臨床研修の必修化前の51.3%（平成15年度）から39.1%（令和7年度）まで減少している



	H15'	H16'	H17'	H18'	H19'	H20'	H21'	H22'	H23'	H24'	H25'	H26'	H27'	H28'	H29'	H30'	R1'	R2'	R3'	R4'	R5'	R6'	R7'
6都府県	51.3%	47.8%	48.9%	48.8%	48.1%	47.70%	48.60%	47.8%	47.5%	46.7%	45.5%	44.4%	43.6%	42.6%	41.8%	41.7%	41.7%	41.3%	40.8%	40.7%	39.9%	40.2%	39.1%
その他の道県	48.7%	52.2%	51.1%	51.2%	51.9%	52.3%	51.4%	52.2%	52.5%	53.3%	54.5%	55.6%	56.4%	57.4%	58.2%	58.3%	58.3%	58.7%	59.2%	59.3%	60.1%	59.8%	60.9%

令和9年度の研修希望者数の推計結果

令和9年度の研修希望者数（推計）（10,376人）

$$\begin{aligned} &= \text{①令和8年度実施のマッチングに参加する者の人数} && (10,188人) \\ &+ \text{②令和8年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数} && (188人) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\text{①令和8年度実施のマッチングに参加する者の人数} && (10,188人) \\ &= \text{④令和8年度時点の6年生のうちマッチングに参加する者の人数} && (9,173人) \\ &+ \text{⑤令和7年度の医師国家試験不合格者数} && (780人) \\ &+ \text{⑥国外の医学部の卒業者・卒業予定者数} && (235人) \end{aligned}$$

④令和6年度時点の4年生の人数から推計

⑤令和7年度時点の6年生の人数（推計）から推計

⑥直近3回のマッチングに参加した国外の医学部の卒業者・卒業予定者数の平均で代替

$$\text{②令和8年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数} \quad (188人)$$

令和7年度時点の5年生の人数で代替

令和9年度都道府県別募集定員上限の改正案

1. 募集定員上限総数の調整

- 「加算」は、「募集定員上限総数」と「基本となる数」の差を埋める形で行うが、「募集定員上限総数」の減少や「地域枠学生数加算」の増加等の影響により、令和9年度については、加算を積み上げると「募集定員上限総数」からはみ出る形となる。
- このため、「募集定員上限総数」内に収まるよう、はみ出た部分を各都道府県の「基本となる数」で按分する形で調整する。

2. 追加配分

- 従来から、募集定員上限総数の前年からの減少率が全国平均を上回る都道府県に対しては、減少率が全国平均に達するまで、追加配分を行っている。
- 令和9年度については、追加配分前の「募集定員上限総数」が前年度の募集定員上限総数より0.1%減少とほぼ前年同となっている。
- 医師偏在是正の観点から考えると募集定員上限数を必要以上に増やすことは適切でない一方、各県の募集・採用への影響を是正する本制度の趣旨も踏まえ、令和9年度については各都道府県の前年度減少幅が▲1%より大きい場合は▲1%まで戻すこととする。

※ ▲1%に戻す理由

医師多数県等に適用される激変緩和措置も現行▲1%まで戻しており本措置とバランスをとるため同レベルの減少幅とする。

3. 地理的条件による加算のうち離島に関する加算

- 医師偏在是正については、地域の実情を詳細に分析・認識した上で進めるべきという要望を一部県から受けているところ。
- 地理的条件による加算のうち離島に関する加算については、従来離島人口に基づき配分してきたが、同じ人口であっても離島の数が多いほど医療アクセスの困難度も高まることも考えられる。離島加算の趣旨を踏まえ、より実態を踏まえた加算とするため、これまでの算定方法を基本としつつ、離島数の多さにも配慮した算定とする。

現行	基本となる数 × (離島人口 × 3 / 当該都道府県の人口)	
改正案	平均離島数未満の都道府県	基本となる数 × (離島人口 × 3 / 当該都道府県の人口)
	平均離島数～ + 10の都道府県	基本となる数 × (離島人口 × 3.33 (3 $\frac{1}{3}$) / 当該都道府県の人口)
	平均離島数 + 11～ + 20の都道府県	基本となる数 × (離島人口 × 3.67 (3 $\frac{2}{3}$) / 当該都道府県の人口)
	平均離島数 + 21～の都道府県	基本となる数 × (離島人口 × 4.0 / 当該都道府県の人口)

※ 平均離島数 (有人離島総数 (303島) ÷ 有人離島を持つ都道府県数 (27都道府県)) ÷ 11.2

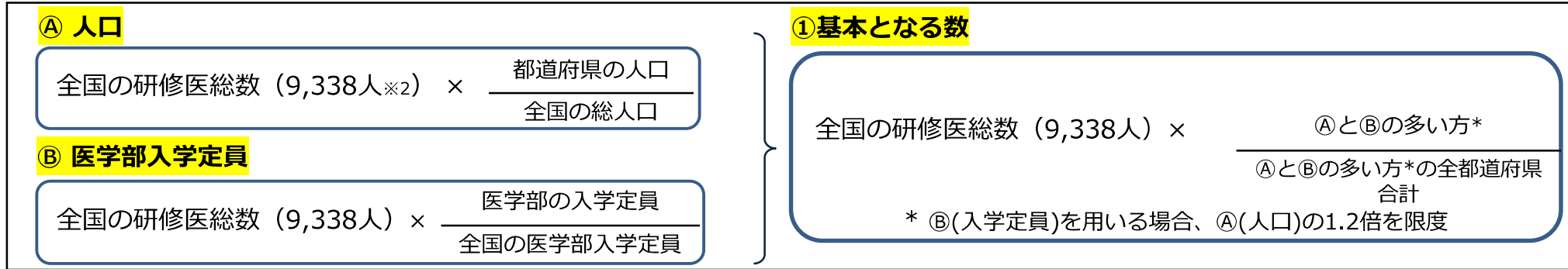
令和9年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法（案）

■ 全国の募集定員上限（10,895人）

研修希望者数（推計）（10,376人）× 1.05 ※1

※1 令和9年度は1.05で据え置き

■ 各都道府県の募集定員上限



※2 研修医総数（推計）は、研修希望者数（推計）に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

+ ②地域枠による加算

地域枠入学者数 × 1.05 ※1

+ ③地理的条件等による加算

- (1)100km²当たり医師数※3
- (2)離島の人口※4
- (3)医師少数区域の人口※5
- (4)都道府県間の医師偏在状況※6

①,②,③(1)(2)の合計が全国の募集定員上限(10,895人)を上回る場合、超過分を各都道府県の①「基本となる数」に応じて按分する形で調整を行う

※3 100km²当たりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は①×0.07、30未満の都道府県は①×0.1を加算

※4 ①× 離島人口×（離島数に応じた係数）/当該都道府県の人口 を加算

※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数×「当該都道府県の医師少数区域の人口/全国の総人口」を加算

※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数を加算

+ ④激変緩和措置(直近の採用人数保障)

- ・ ①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和7年度）の採用人数よりも少ない都道府県は、令和7年度の採用人数と「令和8年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする
- ・ 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和7年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和7年度採用数）の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出

ただし、「令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする
また、「仮上限」からの定員削減は、「令和8年度に病院に配分された定員の合計」を下回らない範囲での削減とする

離島数に応じた係数

	係数
平均離島数未満の都道府県	3
平均離島数～+10の都道府県	3.33
平均離島数+11～+20の都道府県	3.67
平均離島数+21～の都道府県	4

※ 平均離島数（有人離島総数（303島）÷ 有人離島を持つ都道府県数（27都道府県））÷ 11.2

+ ⑤募集定員上限が、一定割合以上減少する場合の追加配分 ※上記10,895人に別途加算するもの

- ・ ①～④の結果、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%を上回る都道府県（令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分している都道府県に限る）に対して、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%となるまで追加配分を行う。

（注）令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うこととしている。